

平成 31 年 4 月 26 日現在

機関番号：35301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2018

課題番号：17K18281

研究課題名(和文) 経済的アプローチからみた新たな家族制度とそれに対応する租税法の探求

研究課題名(英文) New Family Institutions from the Viewpoint of the Economic Approach and the pursuit of the Taxation

研究代表者

加藤 友佳 (Kato, Yuka)

岡山商科大学・法学部・准教授

研究者番号：50737723

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、同性婚および登録パートナーシップ制度を導入する契機となった裁判について、納税者の経済的権利という観点からの検討および各制度の比較を行い、特に控除制度に焦点をあてて租税法との関係を明らかにした。そのうえで、アメリカ、イギリス、ドイツ、オランダについて、各国の同性婚配偶者および登録パートナーらの我が国租税法上配偶者該当性について、試案として統一のアプローチを導き出すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでのジェンダーと税制の関係性としては、「女性と税制」、「配偶者控除と女性の社会進出」など、国内法に基づき異性婚が前提とされ、主に女性に焦点をあてた研究が行われていた。これに対して本研究では、我が国では法的に認められていない同性婚や登録パートナーシップ制度に着目し、これらの制度の導入に伴って各国で主張されている同性カップルの租税法上の権利という観点から、既存の租税法の仕組みを分析し、家族法や国際私法の知見も交えて研究を行った。

研究成果の概要(英文)：In this study, I examined the decisions that triggered introductions of the same-sex marriage and registered partnership systems and the comparison of each systems from the perspective of the taxpayer's economic rights. Therefore I clarified the relationship with tax law. Moreover, I had a proposal that the relevance of the same-sex married spouses in the United States, registered partners in the United Kingdom, and spouses in Japanese tax law.

研究分野：租税法

キーワード：租税法 公法 家族法 国際私法 ジェンダー 比較法 同性婚 登録パートナーシップ制度

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 諸外国において、同姓婚や登録パートナーシップ制度といった新たな家族の形に対する法制度の必要性は、家族法の分野のみならず租税法の分野においても強く認識されている。アメリカの Windsor 判決 (2013 年) は、州法で認められていた同性婚制度により被相続人の配偶者であった原告に対して連邦遺産税の軽減措置を適用しないことの違憲性が認められた事案であった。またイギリスでは、2004 年の登録パートナーシップ制度創設時に、パートナーに認められた相続税軽減措置の適用範囲を兄弟姉妹にまで認めるか否かが欧州人権裁判所まで争われた。さらに、登録パートナーシップ制度を導入しているドイツでは、同性カップルが所得税の軽減措置の適用対象外となっていたことをめぐり、連邦憲法裁判所において違憲判決が出されている。このように欧米諸国では、新たな家族の形に対する租税法上の権利が非常に重視されていることがわかる。

(2) 一方、日本では同性婚および登録パートナーシップ制度は認められていないが、海外で成立した法的効果を国内法上どのように扱うかという問題は既に生じている。それにもかかわらず、これら諸外国の家族制度について租税法がどのように対応すべきか、という研究はほとんど行われていない。日本の租税法においても、法律婚に基づく家族であることを要件として適用される軽減措置は、所得税・相続税を中心に数多くあることから、同性パートナーに対する租税法上の権利の問題は欧米諸国と同様に存在しているはずである。また、登録パートナーシップ制度は国によって租税法の軽減措置適用の範囲が異なるため、これをどのように日本の租税法に取り込むのかという問題もある。したがって、国外で成立した同性婚や登録パートナーシップ制度等に関連する税制について、日本の租税法上どのように対応するかは喫緊の課題であり、国内においても租税法の仕組みを検討する必要がある。

2. 研究の目的

租税法はその国の家族制度に密接にかかわっており、控除制度等にはその傾向が特に顕著にあらわれる。前述したように、近年は異性婚によって形成される伝統的な家族制度以外の家族の形が特に欧米諸国において社会的に認知され、法制度化を進めている国々も少なくないが、それに伴いこれら新たな制度に関連する所得税や相続税の軽減措置の適用をめぐり訴訟になっているケースもある。しかし、日本では国内で同性婚等が認められていないことや、租税法上の配偶者が法律婚を締結した配偶者を前提としていること等も影響してか、新しい家族の形に対応するための租税法上の仕組みに関する研究がこれまで十分に行われていなかった。

このことから本研究では、諸外国において導入されている新しい家族制度に対応するための租税法上の仕組みに着目し、日本の租税制度は納税者が家族の形を選択する上で中立性を確保されているのか、また、今後ますます多様化するであろう家族の形に日本の租税法がどのように対応すべきであるのかについて、家族法や国際私法との関係にも配慮しつつ経済的アプローチの観点を踏まえて多角的に分析することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 前提とする税制および各国の制度の整理・抽出

まず、オランダの同性婚と登録パートナーシップ制度との関係性を明らかにし、本研究における問題の所在を明確にするために同国の登録パートナーシップ解消が日本で離婚とみなされた事例を紹介する。また、本研究では控除制度の位置付けが研究の基盤として重要になるため、前述したアメリカ、イギリス、ドイツの事例を検討し、各国の新たな家族制度と納税者の権利についての関係性を整理した。それをふまえて各国の控除制度および判例から同性婚、登録パートナーシップ制度と租税政策との関係性の分析を試みた。

(2) 関連法領域の専門家との研究会

現行制度の整理、問題抽出を踏まえ、隣接分野の専門家にヒアリングを行った。フランスの課税単位が少子化是正のために構成されたように、家族政策としての租税法は納税者の行動に特に影響を与えるとされる。また、控除制度の根拠である相互扶養義務の有無については社会的な認識も係わるため、社会規範の形成という観点から行政法の知見を交えて考察するために、議論の場として法政策研究会を開催し意見交換を行った。

(3) 同性婚等の新制度に対応する租税法の分析

(1)(2) を踏まえ、各国租税法の対応 (法改正や解釈変更等) を分析した。アメリカの税制については、関連事例の後、連邦租税法および各州租税法がどのように改正されていくのかを調査した。あわせて、州外で同性婚を成立させたカップルの州受入規定および関連租税法規定についても調査を行った。イギリスの税制については、同性婚法と登録パートナーシップに適用する租税制度を比較した。

4. 研究成果

(1) 本研究は、多様化する家族の形と租税法とのかかわりに焦点をあて、各国の新たな家族制度とそれに伴う租税法の整備について整理・分析を行ったうえで、我が国の租税法が各国の家

族制度にどのように対応すべきかについての示唆を得ることを目的とした。その結果として、次のような研究成果を得ることが出来た。

(2) まず、アメリカ、イギリス、ドイツ、オランダの同性婚や登録パートナーシップ制度を比較検討することによって、各国の制度創設までの経緯や改正方法の違いを明らかにすることができた。アメリカは州レベルでは同性婚が認められていたが、連邦法(DOMA)によって婚姻が異性間のみ成立すると定められていたため、連邦税と州税によって同性婚配偶者の扱いが異なるという事態が生じていたが、Windsor 判決を契機として連邦法上の「配偶者」概念の解釈が個別通達によって変更され、Obergefell 判決によって州税についてもより広く同性婚配偶者への租税優遇措置の適用が認められるようになった。この他イギリス、ドイツについても同様に制度創設の契機となった訴訟事例を検討することで、同性婚とそれに伴う租税制度の整備を中心とした法制度の方法を明らかにした。

(3) 各国の法整備と適用される租税措置を明らかにしたことによって、国または制度により租税措置適用の有無が異なることも明らかになったため、この研究成果を基盤として各国の同性婚配偶者および登録パートナーシップ制度のパートナーと、我が国の配偶者概念との等価性を検討した。

租税法の借用概念について涉外関係が問題になる場合の性質決定のアプローチには、準拠法上の性質や法制の仕組みに基づいて判断する外国私法準拠説、我が国の私法上の性質決定を基にそれと同等であるか否かで判断する内国私法準拠説、そして外国私法準拠説と内国私法準拠説の併用アプローチがある。本研究では試案として、配偶者概念について外国私法準拠説と内国私法準拠説の併用アプローチによる統一的な性質決定を試みた結果、併用アプローチによる性質決定が可能であるとの結論に至った。

その際、研究開始当初は予期していなかったが、2016年に租税判例研究会で報告した事例(デラウェア州リミテッド・パートナーシップの我が国租税法上の法人該当性が争われた事件(最高裁平成27年7月17日判決))での検討内容を応用することができた。

(4) この研究結果については、国際取引法学会総会において発表を行い、その後の議論も反映させ学会誌に公表している。この他公表している研究成果としては、日本女性学習財団の月刊誌において公表した、婚姻制度と公平性、税制とジェンダーバイアスに焦点をあてた論考がある。また、議論の場としては、法政策研究会、国際取引法学会金融・税制部会において法政策と比較法的観点から意見交換を行った。

(5) 今後の展望

本研究では試案として統一的アプローチによる配偶者該当性の判断が可能という結論に至ったが、各国の制度について現段階では性質決定に必要な最低限の要素しか抽出できていない。また、これらの制度について個別の分析を行うことはできたが、それらを総合的に比較検討するレベルには至っていない。そのため、今後はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの各制度をより深く調査・分析し、総合的な比較研究を加えることによって、本研究をさらに発展させる必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

加藤友佳「租税法上の借用概念と準拠法～配偶者概念と相続概念を中心に～」国際取引法学会、査読有、4号、2019、43-60

加藤友佳「税制とジェンダー」We learn、査読無、781号、2019、4-7

〔学会発表〕(計 5 件)

加藤友佳「租税法における借用概念と準拠法～配偶者概念と相続概念を中心に」国際取引法学会総会、2018

加藤友佳「配偶者概念の比較法的研究」第6回法政策研究会、2018

加藤友佳「租税法における借用概念と準拠法」第3回法政策研究会、2018

加藤友佳「租税法における配偶者概念の変化」第2回法政策研究会、2017

加藤友佳「租税法における借用概念と準拠法」国際取引法学会・税制金融部会、2017

〔図書〕(計 2 件)

小川富之=下田大介編『法学：人の一生と法律のかかわり』(八千代出版)加藤友佳「税金と法」2018、144-155

金子宏監修『現代租税法講座(第2巻)』(日本評論社)加藤友佳「家族のあり方と租税」2017、3-36

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

6．研究組織

(1)研究代表者氏名：加藤 友佳
ローマ字氏名：KATO Yuka
所属研究機関名：岡山商科大学
部局名：法学部
職名：准教授
研究者番号（8桁）：50737723

(2)研究協力者
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。